福山市ガーデンツーリズム推進事業 企画・運営業務仕様書

1 業務名

福山市ガーデンツーリズム推進事業 企画・運営業務

2 業務目的

市内に点在する魅力的な花壇や庭園など(以下「ガーデン」という。)をネットワーク化し,「ガーデンツーリズム」を推進する。 ガーデンオーナーや愛好家などのホスピタルスキルを高めるとともにガイド人材の育成を行う。

これらを通して、また訪れたい「ばらの聖地・ふくやま」を目指し、福山市のブランド力の向上と 市民の連帯感を高め、ばら文化の継承や観光客・訪問客への市民意識と、観光客・訪問客の満足度・ 利便性を高める。

3 業務概要

(1) 履行期間

契約締結日から2025年(令和7年)3月31日(月)まで

(2) 事業概要

2025年「世界バラ会議福山大会」に向けて、福山市の観光誘客につながる着地型事業と「庭園間交流促進計画書(ガーデンツーリズム)」に基づき、「ローズマインドに出会う旅〜」ばらの聖地・ふくやまを目指して、福山ブランドへの向上を高める事業の実施をする。

(3)業務内容

発注者と協力し、事業全体に係る総合的な企画・運営を実施するものとする。 業務内容の詳細は次のとおり。

会議等運営業務

- ① ガーデンツーリズム協議会等各種会議の開催
 - ・各種会議開催に伴うガーデンツーリズム事業者との連携及び資料作成

事業に関する業務

- ① 各ガーデン及びばら体験施設を巡るツアーの企画及び調整業務 (見学料金・見学時間帯・予約ルールなどの打合せの設定業務を含む)
- ② ①を元に福山市内ガーデンツーリズムパンフレットの作成 (日本語版 30,000 部・英語版 10,000 部,取材・撮影・校正・地図・各ガーデンの紹介 (紹介文と画像)・モデルコース紹介・福山市内観光地の紹介等)
- ③ ガーデンツーリズムパンフレットの電子版・QR コードとホームページの作成
- ④ ガーデンガイドやツーリズムガイド養成講座の実施・ガーデンガイド(10名~15名)とツーリストドライバー(2名~5名)を養成
- ⑤ ガーデンツーリズムセンターの開設と運営
 - 各ガーデン見学(見学のみの対応も含む)の問合せ・受付とツアー予約手配業務
 - ・ガーデンツーリズムのモデルコース企画・実施(受注型及び募集型)と実績の報告

- ・ガーデンツーリズム受付システムの構築
- ・各旅行会社、メディアへの情報発信及びセールスプロモーションの実施
- プロモーション用ショートムービーの製作
- ⑥ その他
 - ・情報発信は受注者並びに発注者が並行して行う。
 - ・当協会ホームページ利用での発信や各 SNS での発信。
 - ・雑誌(るるぶ・昭文社・旅行読売)への掲載依頼は発注者で行う。 ※ただし同業他社が参入する場合は、ガーデンツーリズムセンター運営中は、各ガーデンの情報を提供すること。

(4) 特記事項

- ① 契約締結後速やかに次の書類を提出すること。
 - 実施行程表
 - 業務計画書
 - ・責任者及び担当者一覧表(担当職務,緊急時連絡先等を記載)
 - ・その他発注者が必要に応じて指示した書類
- ② 業務完了後に、業務委託報告書(任意様式)、業務委託完了届を提出すること。
- ③ 業務の実施過程で作成した全ての電子データは、業務完了時に発注者に納品すること。
- ④ 業務実施に当たっては、発注者が受注者と十分協議及び連絡調整を行い、円滑かつ効率的な業務実施に努めること。
- ⑤ 業務に必要な人員を配置し、必ず責任者を置くこと。
- ⑥ 受注者の全部を一括して再委託することは認めない。
- ⑦ 業務の実施に必要な経費(旅費,資料作成費等を含む)は契約金額に含まれるものとし、 発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- ※ 業務の実施過程において、発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合、 双方協議のうえ、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更出来るものとする。
- ⑨ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
- ⑩ 受注者が仕様書に違反し、改善の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがない とき、発注者は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- ① 本業務の実施に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合については、速やかに発注者と協議すること。